

2011 年度税制改正に関する要望

2010 年 8 月 9 日

社団法人 関西経済連合会

2011年度税制改正に関する要望

1. 税制の基本的考え方や中期的な方向性

<足下の問題の所在と課題解決に向けて>

わが国経済は累次の政策効果と輸出の好調に支えられ、2010年1～3月期の実質 GDP 成長率が前期比+1.2%（年率+4.9%）と4四半期連続でプラス成長となるなど、足元の景気は持ち直し局面から回復局面に入ってきたと言えるが、政策効果の一巡や欧州の信用不安問題など先行きの景気回復鈍化懸念は払拭されておらず、未だ自律的な回復には至っていない。

税制面においてもまず経済を確実に回復軌道に乗せるとともに、中長期的な成長と歳出歳入改革に向けた抜本改革を具体化していく必要がある。

<新成長戦略の早期実現・中期的な財政健全化に資する税制改正>

企業は成長のエンジンである。次代の成長の種となる研究開発投資を行い、輸出により外貨を獲得し、雇用・所得の維持拡大を通じ家計を潤す存在と位置づけ、税制を構築し直していく必要がある。

海外に目を向けると国際的な法人税引き下げ競争が激化しており、わが国の表面実効税率が約40%と高止まりしているのに対し、国際水準はこの10年間で約25%～30%の水準へ引き下げられ、アジア各国との比較ではその差が15%程度に拡大。国内企業の自主的な努力だけでは国際競争力を維持できない状態に陥りつつある。

国内企業の海外流出が進行すれば、税収減による財政状況のさらなる悪化、国内の雇用への多大な悪影響が避けられない。総務省の労働力調査によると、2009年の完全失業者数の平均は336万人と前年比71万人増加。雇用情勢は改善の兆しが見えず、国民の不安は募る一方である。

法人税引き下げを含めた新成長戦略を一体的に展開することにより、国内企業の国際競争力とわが国の立地競争力を高め、日本経済の民間による自律的な経済成長を実現することが重要であり、また財政健全化にも寄与するものである。

また、財政運営戦略にある「強い社会保障」の実現に向けて安定的な財源を確保すべく、消費税率の大胆な見直しを含めた抜本的な税制改革を実施する必要がある。

これらの実現に向けた税制抜本改革の一里塚として、まず2011年度税制改正について以下を要望する。

2. 個別要望項目

(1) 法人課税

① 法人実効税率の引き下げ

法人税の表面実効税率の国際水準はこの10年間で25%~30%の水準に引き下げられており、わが国では法人税率が高止まりしている結果、企業の国際競争力は低下し、海外流出に歯止めが掛からない危機的状況に陥っている。現状のまま法人税率引き下げを行わずに放置すると、企業の海外流出により一層の財政難に陥るばかりでなく、国内の雇用にも多大な悪影響を及ぼすものと考えられる。わが国企業の国際競争力を維持し、わが国の立地競争力を高め、経済を安定成長の軌道に乗せるために、法人実効税率の早期引き下げを要望する。

しかしながら足元の財政状況を勘案すると、2011年単年度で法人税率を25~30%へ引き下げすることは困難であることも事実であり、今後3~5年間で段階的に法人実効税率を国際水準と同水準に引き下げすることを提言する。その第1段階として、2011年度税制改正においてまず地方法人二税を含む法人税率の5%引き下げを要望する。

② 先進的な研究開発の促進

将来にわたりわが国が持続的な成長を成し遂げ、豊かで安定的な暮らしを実現するためには、先を見据え、他国に先駆けた先進的な研究開発が不可欠である。企業は、将来の収益の源泉となる研究開発を不断に進めていくが、特に成長戦略、国家戦略に沿う分野の研究開発に対しては国も税制面等で重点的に後押しすべきである。

例えば、わが国は経済活動や次世代技術の開発に不可欠な資源のほとんどを海外に依存している。資源生産国との関係や現地の政治情勢、資源価格の変動などの外部要因が円滑な経済活動を阻害する懸念がある。石油をはじめとした化石燃料やレアメタルの代替品開発、再生可能エネルギーの開発などに関し、税制面でのインセンティブ制度を強化し促進すべきである。

2010年度末に期限が到来する租税特別措置のうち、中長期的な経済成長を促す観点から、研究開発促進に関わる下記項目の恒久化を含めた期限延長を要望する。

(ア) 「試験研究を行った場合の法人税額の特別控除」(総額型、適用限度額を法人税額の20%から30%に引き上げる措置)

(イ) 「エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は所得税額、法人税額の特別控除」(2009年度改正で講じた即時償却部分)

③ 投資税額控除の導入

韓国では首都圏過密抑制圏域外で事業用設備投資を行う場合、取得価格の10%が税額控除されるなど、投資促進のための様々な税制優遇策が講じられている。

わが国においても国内での設備投資を誘導し、企業の国際競争力強化を図るべ

く、設備投資に対して幅広く税額控除が可能となる制度を導入すべきである。

④ 中小企業支援策

2010 年度末に期限が到来する租税特別措置のうち、中小企業支援に関わる下記項目の恒久化を含めた期限延長を要望する。

(ア) 「中小企業者等の法人税率の特例」

(中小企業の法人税に係る軽減税率(本則 22%)を 18%に引下げる措置)

(イ) 「事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却または所得税額、法人税額の特別控除」(「中小卸売、小売及びサービス業」「情報基盤強化設備」「経営革新計画」「地域産業資源活用事業計画」「農商工等連携事業計画」「教育訓練費」に係るもの)

⑤ 連結納税制度の見直し

連結子会社の対象は、連結親法人によって発行済株式の 100%を直接または間接に保有される内国法人と定義されているが、海外では 100%未満の子会社も対象に含まれている例が多く、わが国でも企業の選択肢を広げる形で対象範囲を拡大すべきである。

⑥ 移転価格税制の見直し

2010 年度税制改正大綱には「留意すべき事項等を運用において明確にする」との方向性が示されているが、企業と税務当局の見解の相違を減少させるため、具体的な統一見解が早期に明示されることを引き続き要望する。

また国外関連者の定義について、発行済株式等の保有割合 50%では必ずしも支配力が及ぶとは限らないため、形式判断基準は 50%「超」とすべきである。

⑦ 租税条約締結の促進

中国をはじめアジア諸国と結び付きの深い関西経済にとって、アジア諸国との連携強化によりその成長力を取り込むことが重要な課題である。安心かつ確実なグローバルビジネス環境を整えるために、租税条約ネットワークの一層の充実を図る必要がある。特に 2009 年度税制改正において創設された海外子会社からの配当金の益金不算入制度との関係において、親子間配当に係る源泉徴収を免除していくことが必要である。

⑧ 受取配当の益金不算入と負債利子控除の撤廃

受取配当金は、支払う法人の段階ですでに課税済みの利益から支払われている。二重課税排除の観点から、受取配当金を益金不算入とするとともに、負債利子控除の廃止も含めた見直しを行うべきである。

⑨ 欠損金の繰戻し還付と繰越期間の延長

2009 年度税制改正において中小企業に限定して凍結解除された欠損金の繰戻し還付を、大企業を含むすべての企業にも適用すべきである。

繰戻し期間については、現行の 1 年から 2 年以上に延長すべきである。また、欧米主要国と比較しても短い欠損金の繰越期間（現状 7 年）を少なくとも 10 年以上に延長すべきである。

⑩ 退職年金等積立金に係る特別法人税の廃止

確定拠出年金、確定給付企業年金、厚生年金基金など退職年金等積立金において、拠出時・運用時非課税、給付時課税を基本として十分な優遇措置が講じられるべきである。公的年金の補完、老後生活の維持向上という社会的要請に応えるとともに、少子高齢化社会に対応した年金税制を構築するため、2011 年 3 月まで課税が停止されている特別法人税は撤廃すべきである。

(2) 地方税

① 償却資産に係る固定資産税の廃止

家屋以外の事業用償却資産に固定資産税を課税するのは、世界でも例が少ない。設備を多数所有する特定業界に税負担が偏る傾向があるなど課税の公平・中立性の観点から問題があり、将来的には廃止すべきである。廃止までの措置として、まずは償却資産にかかる固定資産税の課税標準について、法人税法の減価償却の計算方法（償却可能限度額の撤廃）と整合性を持たせるべきである。

② 超過課税の廃止

わが国の法人実効税率が国際的に高くなっている要因として、地方法人二税の存在があげられる。加えて、標準税率が約 39.5%であるのに対し、大阪市では約 40.6%、17 政令指定都市および東京 23 区の平均では約 40.7%と約 1%の超過税率が課せられている。まず地方法人課税見直しの第一歩として超過課税を廃止すべきである。なお、地方法人二税は景気に左右されやすく、特定地域に税源が偏在するといった問題から、地方の安定財源として適当でなく、税制抜本改革において地方消費税の拡充などとともに見直しを図っていく必要がある。

(3) 環境税（地球温暖化対策税）

いわゆる地球温暖化対策税について、企業・国民の十分な理解と納得を得ないままでの導入には反対する。

地球温暖化対策税は、新たな税負担により産業界の国際競争力低下や産業・技術の海外流出のみならず、自主的取組みや中長期的な環境技術の開発投資を阻害する可能性がある。また、特定の産業に負担が偏る、あるいは国民生活の上では地方や寒冷地に負担が偏るといった問題もあり、温暖化対策としての実効性と税負担の公平性の観点から慎重に評価、検証を行うべきである。

温暖化対策については、温室効果ガス削減に繋がる投資やエコ商品購入に対するインセンティブの充実など、経済成長にも資する実効ある対策を望む。

(4) 消費税

「強い財政」「強い社会保障」を構築し、国民の不安を解消して持続的な経済成長を実現するためには、社会保障等の安定財源としての消費税率引き上げが不可避である。

税率引き上げに関しては経済情勢を踏まえつつ対応する必要があるが、2012年度から段階的に、少なくとも10%から15%程度の引き上げを行うことで2020年度までにPB（基礎的財政収支）を黒字化し、2030年度を目途に財政収支の黒字化を達成すべきと考える。

消費税率引き上げにあたっては、特に低所得者層の負担が相対的に重くなる逆進性の問題が大きく、給付付き税額控除の導入など国民理解を得るための制度設計を早急に行うべきである。また免税点制度、簡易課税制度の見直しやインボイス制度の導入といった検討課題もあり、政府では政治決定までの時間的な目標を示し、諸制度の検討に早急に着手すべきである。

(5) 納税及び社会保障給付に共通の番号制度の導入

給付付き税額控除の導入等に向けて、所得捕捉を強化するため、納税及び社会保障給付に共通の番号制度の導入は必須である。2010年税制改正ではあくまでも方向性として示されたのみであり、具体的な検討をさらに加速させ、早期に導入することを要望する。

(6) その他

① 事業承継税制の見直し

2009年度改正において導入された「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」及び「(同)贈与税の納税猶予制度」について、

(ア) 雇用維持条件を下回った際にも未達の判定に一定の猶予期間を設ける措置を要望する。

(イ) 同族での後継者難を理由にした廃業を防ぐべく、贈与税の納税猶予制度における後継者の要件について、先代経営者の親族以外からも認めるなどの措置を要望する。

② 金融所得課税の一体化推進

1,400兆円を超えるわが国の個人金融資産運用にあたっては、いわゆる「貯蓄から投資へ」の潮流を促進する観点から、投資家にとって簡素でわかりやすく、合理的な税制を構築する必要がある。配当・株式譲渡益・国内株式投資信託の収益分配金などの金融所得課税については、軽減税率（現行10%）の維持、恒久化を前提に幅広く損益通算を認めるなど金融所得一体課税への道筋をつけるべきで

ある。

③ 印紙税・登録免許税

印紙税は欧米などでは殆ど例が無く、国内でもインターネット販売など電子商取引が一般化し、取引のペーパーレス化が進展するなかで、紙を媒体とする文書にのみ課税する印紙税は公平性を欠くものであり、廃止すべきである。

円滑な経済取引の阻害要因となっている登録免許税等のいわゆる流通税全般について、経済活性化と課税の適正化を図るべく、廃止を含めた大幅な軽減・簡素化を要望する。

④ 国際会計基準と税制の関係について

現在個別決算について国際会計基準（IFRS）へのコンバージェンスが進められており、連結決算について2015年以降での強制適用が検討されている。

個別決算に関する会計基準については、税務当局・企業・市場関係者・投資家・公認会計士など官民の幅広い関係者が一体となり、損金経理要件を一部緩和することを含めて会計・税制についての意見調整を行う場を設定すべきである。

IFRS へのコンバージェンスによって課税ベースの拡大や事務負担の増加等があってはならない。企業の税負担増を招かぬよう、税制上の手当てを検討すべきである。

以上